

被害者支援 ニュース

認定特定非営利活動法人
全国被害者支援ネットワーク

第16号

2015.3.20 発行

認定特定非営利活動法人
全国被害者支援ネットワーク
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-14-10
東京外国語大学本郷サテライト 6階
TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317
ホームページ <http://www.nnvs.org/>

- 巻頭言 全国被害者支援ネットワークに期待すること～理事就任1年の所感～ 1
- 特集 インタビュー
被害者支援におけるカウンセリングの役割 2～4
- 寄稿 北欧（ノルウェー・スウェーデン）における被害者支援制度調査旅行記 5
- センター紹介 被害者サポートセンターおかやま 6
- 用語解説 「被害者参加制度」と「被害者参加人のための国選弁護士制度」 7
- 「もしものためにそなえる手帳」と「被害者の声しおり」の制作・配布 8
- 編集後記 8

巻頭言

全国被害者支援ネットワークに期待すること ～理事就任1年の所感～

認定特定非営利活動法人 全国被害者支援ネットワーク
理事 ● 村山 敦



被害者支援活動には、直接かかわりが無かったので、一般人の視点でと割り切って、昨年ネットワークの理事をお引き受けしてから、そろそろ1年になろうとしている。理事会には出席しているものの、さしたるお手伝いもできず忸怩たるものがあるが、事務局のお求めもありここまで感じたことの一部を述べてみたい。

ほとんど予備知識を持たず、被害者支援活動とその歴史の一端に触れ、ひとりの市民として感銘を受け、深い敬意を抱いたことをまずは申し上げなければならぬ。

我が国の被害者支援は、国費による給付金の支給が先行し、被害者の人権を基本において その心に寄り添う取り組みは10年遅れで始められたこと、そして、最初の東京における取り組みにおいても、さらにそれ以後の民間被害者支援組織それぞれのスタートにおいても、多かれ少なかれ、自ら立ち上がった被害者や、それを受け止めて行動した有識者や研究者、行政の中の先駆的な人々等の献身的な努力があって、ようやく生み出されてきた歴史があることについて、あらためて認識した次第である。

多くの人に支えられ、NNVSが結成されてからも、すでに16年余が経過した。

新参加者が誤解を恐れず言うと、今ネットワークを取り巻く状況は、必ずしも悪くはないと見るべきであろう。

世間にはボランティアに支えられてなお苦勞している福祉団体や文化団体はたくさんある。それに比べれば、NNVSはしっかりした基盤に立たせてもらっていると言えるのではないかな。

それだけ必要とされている度合いが高いともいえる。

一方、被害者支援に携わっている他の組織、警察をはじめ、検察、法テラス、日弁連、地方自治体等々、それぞれ決しておざなりではなく、自らの専門分野をきちんと押さえて取り組んでおられる。

それでも、被害者に最も近いところで、その心に向き合っているのは我々なのだという自負と責任感をぜひ持ってほしい。そのうえで、公的組織を含め、関連部門が有機的につながった、被害者目線の支援チームを、民間の我々がイニシアチブをとって作り上げていくという気概と能力を磨きたい。

1999年の被害者権利宣言を知っている一般市民は、殆どいない。素晴らしい取り組みは、まだ世の中に知られていない。活動はともすると内に閉じこもり、自己完結するくらいが無いだろうか。

地方の支援センターは、まだまだ資金面でも人材面でも助力を必要としている。

世間の周知を高めれば、新たな社会の協力を得ることができるだろう。ネットワークの主導すべき大事な分野ではないだろうか。

特集

被害者支援におけるカウンセリングの役割

～飛鳥井 望・全国被害者支援ネットワーク理事に聞く

飛鳥井 望 (あすかい・のぞむ) 氏

精神科医、医学博士。1977年東京大学医学部卒業。東京都医学総合研究所副所長、被害者支援都民センター副理事長、日本トラウマティックストレス学会理事(初代会長)、2014年5月より全国被害者支援ネットワーク理事。著書(監修)に『PTSDとトラウマのすべてがわかる本』(講談社)、『心の傷』のケアと治療ガイド(保健同人社)など多数。



犯罪に遭った被害者が「心の傷」に苦しんでいる時、支援者の多くは「まずカウンセリングを」と思うのではなからうか。被害者支援の現場では、カウンセリングはそれほど身近な存在になっている。とはいえ、被害者が受ける「心の傷」がどのようなもので、カウンセリングは被害者にどのように働き掛け、どんな効用をもたらすのかーといった知識をあまり持たないまま、カウンセリングに「お任せ」してしまっていないかどうか。そこで「犯罪被害者支援におけるカウンセリングの役割」について、「心の傷」やPTSD(心的外傷後ストレス障害)の臨床研究でわが国の第一人者である飛鳥井理事にうかがった。

一犯罪被害者の方々に対して、カウンセリングが施されるようになったのは、いつ頃からで、また、どんな理由からでしょうか？

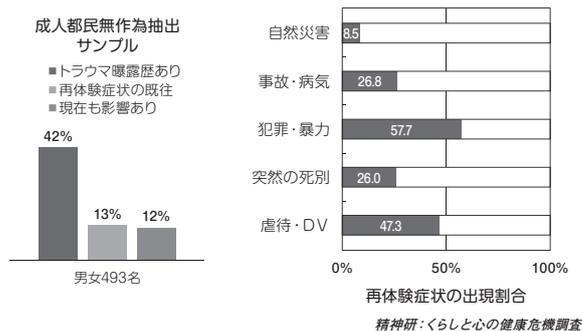
犯罪被害者への支援と言えば、以前は身体に受けたケガや経済的損害について社会の連帯・共助の精神で支援していこうということだった。ところが、被害者が苦しむのは、こうしたことだけでなく、むしろ精神的な痛みが大きいことがわかってきた。そこに至るまでのことには、ベトナム戦争の帰還兵やレイプ被害者らに精神的な後遺症が深刻な被害を与えていることが明らかになり、1980年にPTSD(心的外傷後ストレス障害)がアメリカの精神医学の公式診断として初めて登場した。日本では1995年の阪神淡路大震災や地下鉄サリン事件のころから、いわゆる「トラウマ」と呼ばれる心理的外傷の精神的な後遺症が社会的に大きく注目されるようになった。

一犯罪被害者が重視されるようになったのは、なぜですか？

実はトラウマによる深刻な影響が、自然災害や事故よりも、犯罪被害を受けた人たちにより高い割合で出ることが分かってきた。私たちが行った東京都民への調査で

も、犯罪や暴力、虐待やDVの被害者に高い割合で精神的後遺症を残すことが明らかになり(①図参照)、こうした方たちの回復へ、カウンセリングの必要性が認識されてきた。2004(平成16)年制定の犯罪被害者等基本法では、国や地方公共団体は犯罪被害者が心理的外傷の影響から回復できるよう、必要な施策を講じることを規定している(②参照)。犯罪被害者にとって心理的外傷がそれだけ重く、回復が重要であることを法で認めたと見える。

① トラウマ体験別の再体験症状の出現割合(反復するフラッシュバックや悪夢)



② 犯罪被害者等基本法 第14条

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

一では、犯罪被害者には必ずカウンセリングが要るのですか？

犯罪被害者は多くの場合、周りに同じような体験をし

た人がいないため、精神的に孤立しやすい。また、それまでその人が持っていた世界に対する見方や、他人や自分に対する見方、例えば、世の中はまあ安全だろうとか、人は信用できるとか、自分はいろんな事があっても乗り越えていけるだろう、といったその人の世界観、価値観が壊されてしまうことで、精神的影響が深刻になる。このように大きな被害に遭うと、誰にも何らかの精神的なストレス反応が起き、どこかで「寄り添ってほしい」「気持ちを聞いてくれる人がほしい」といったニーズが出てくる。犯罪被害者のほとんどは、どこかの段階でカウンセリングが必要になるといえるだろう。

深刻なストレス反応 —PTSDの苦しみ

—ストレス反応といっても、いろんな症状があるのでは？

犯罪被害のような衝撃的な出来事に遭うと、つらかった体験が繰り返し蘇って不安や恐怖を抱いたり、自分に自信が持てなくなったりする。これらが心理的外傷に伴うストレス反応だ。多くの人は時間とともに徐々に鎮まってくが、そうはならず、いつまでも深刻な反応が続く人もいる。例えば、いきなり包丁で刺された被害者の場合、何度も何度もその時の場面がフラッシュバックしたり、夢に出てうなされたりする。あるいは、もう思い出したくもないので話したくない、テレビで暴力場面や同じようなニュースを見たくない、テレビをつけない。外出もしないで自宅に閉じこもりがちになる。いつもイライラして物事に集中できない。包丁は不快感が出てくるので使えない。そういった一連の反応が出てくる。これがPTSDで、苦しい時間が長く続くため学校や仕事に戻れない、戻っても集中できないといった状態になりかねない。

—カウンセリングによって、どんな効果が見込めるのですか？

まず、カウンセリングによってストレス反応によるさ

まざまな症状を鎮め、緩和する。そして自分を取り戻していただく。被害者の方は「自分でも情けない」「自分はダメになった」などと自信をなくしたり、落ち込んだりしがちだが、カウンセリングでは「自分で立ち直って、いろんなことに立ち向かっていこう」「自分の力で出来るんだ」といった気持ち、これを「自己効能感」というが、その自己効能感を取り戻していただく。

—被害者の「心の傷」の軽重や自己効能感の程度などで、カウンセリングの中身や方法も変わるのですか？

自分自身で気持ちを取り直したり、家族や周りの人のサポートを得て回復していったりする人の場合は、すぐに精神的な治療が必要というわけではなく、寄り添って話を聞き、気持ちを分かち合ったり、相談に乗ったりするようなカウンセリングで十分役に立てる。この段階のカウンセリングをサイコロジカル・ファースト・エイド（心理的応急処置）といい、これは治療ではなく、気持ちが回復するよう支えるカウンセリングだ。ところが、応急処置だけでは回復できず、PTSDで深刻な精神的後遺症が続く人もいる。かけがえのない人を亡くしたご遺族などの場合は、さらに悲嘆（グリーフ）が加わり、精神的なダメージがより深くなる場合もある。このような人たちには、カウンセリング+専門的ケアや治療が必要になる。

直接的支援とカウンセリングが 車の両輪に

—ひどいPTSDでも、専門的なケアや治療で自己効能感を取り戻すことができるのですか？

深刻なPTSDは、トラウマの記憶が脳にこびりついた状態になっているからだ。治療・ケアはそのこびりついた記憶をほぐすことによって、生活機能の改善・回復につなぐ。これには有効性が証明されている専門的な心理治療プログラムとして「PE療法」(③参照)があり、いま被害者支援都民センターと東京都の協働事業として、都民センターで実施している。1人の被害者に対し、



秋期全国研修会で講師を務められた飛鳥井さん(2014年10月)

③ PE療法

PTSDの治療として最も有効とされるのが認知(考え方)と行動に焦点を当てて働き掛ける認知行動療法だが、その中心となるのが曝露療法として知られるPE療法だ。トレーニングを受けた治療者のもとでPTSDの原因となっているトラウマ体験の記憶と向きあい、言葉にすることで慣らしていく。それによって、トラウマ体験はもう終わったことで今は危険でないという感覚を受け入れ、さらに恐怖や不安が弱くなっていくのが実感できるという。被害者支援都民センターでは精神的ケアの一環として導入しており、「東京都犯罪被害者等基本計画」にもPE療法の積極活用が都の取り組みとして盛り込まれている。

週1回1時間半ずつ、おおむね10~12回、大体3カ月のプログラムで、性暴力や傷害事件の被害者、犯罪・交通事故のご遺族にも実施し、効果を挙げている。このプログラムはまだ先駆的な取り組みで、全国的には広まっていない。一般の医療機関では、薬を使いつつ、通常のカウンセリングを行っている。

—PE療法を被害者支援都民センターで行うことには、どんなメリットがありますか？

都民センターには精神科医のほかにPE療法を行うスタッフとして臨床心理士3名がいて、直接的支援を行うセンターの支援員と常に情報交換や検討を行っている。同じ場でやるので、被害者がいま検察の聴取を受けているとか、裁判が始まっているとか、どんな支援を受けているのか、よく分かり、その状況に応じてプログラムを柔軟に導入し、被害者に余計な負担をかけずに済んだりする。支援員にとっても、精神的回復がどの程度なのか、といった情報がいつも得られるので、それに適した寄り添い方を工夫でき、ひいてはそれがカウンセリングにも良い効果をもたらす。このようにカウンセリングと直接的支援が車の両輪になることで相乗効果が発揮できる。このような専門的プログラムと支援活動が緊密に連携する形がだんだんと全国に広まっていくことを期待している。

どんなにひどくても「手遅れ」ではない

—一方では、カウンセリングに抵抗のある被害者もおられるのでは？

被害者の中には、カウンセリングや精神科、心療内科などの受診を拒む人がいる。被害の内容をまた一から説明しなければならないことを苦痛に感じて、受診をためらってしまう。あるいは受診したり、相談したりするのは「弱い人間」のすることで、自分はそんなダメな人間ではない、自分で立ち直れる、とか、精神的におかしくなったと思われたくないなどの理由で、そういう方には、そのような気持ちに十分共感を示しながら、無理強いせず、情報は提供する。例えば被害を受けると、フラッシュバックや気持ちの動揺など、いろんな反応が出るが、「それは異常な事態に対する正常な普通の反応」、と説明する。あなたがおかしくなったからとか、元々性格的に弱かったからそうなっているわけではなく、降りかかってきたことがとても異常だったのだから、その異常な出来事に対して正常な反応が出ているのですよ、とお伝えする。そして、どんなに症状がこじれていても、必ず出口があること、10年、20年経っていても、決して「手遅れ」ではなく、回復できることを説明し、「相談したく

なったら、いつでもお待ちしています」と伝えていきます。

—先ほど、カウンセリングの目指すところは自己効能感の回復とのお話をうかがったのですが、被害者にとって精神的な回復とは、具体的にはどのような状態を指すのでしょうか？

被害者の回復というのは、人としての尊厳の回復、権利の回復、生活の回復に加えて、精神的な回復を含めたトータル的な回復を指す。ここで大切なことは、トラウマの場合、回復は元に戻るということではない、ということです。被害者の方が亡くなった人を返してほしい、被害に遭う前の自分に戻してほしい、戻りたいと願っても、それはできない。カウンセリングの目的は、元の状態に戻っていただくことではなく、大変な目に遭ったが、そこからまた再スタートしていただく、新しい自分を育てていただく。それが回復であり、そのような回復へ、どのようなお手伝いをするのか、ということです。

連携してシームレスな総合的支援を

—直接的支援にあたる支援員に対して、カウンセリングの立場からどんなアドバイスをされますか？

支援員の人には、こうならないでほしい点が二つあります。一つは「抱え込み」。被害者の支援に熱心なあまり、何とか自分で支えてあげよう、と抱え込んでしまい、専門的なカウンセリングの必要があるのに、なかなか気づかない。そのために被害者にはストレス反応がいつまでも続いてしまう、といったケース。もう一つが「丸投げ」で、あなたの問題は精神的な事だからカウンセラーにお任せする、といった具合に引いていく。どちらも被害者にとって好ましくない。カウンセリングを受けていても直接的支援も必要で、それが車の両輪になってこそ、心の回復の大きな力になる。つまり、カウンセリングで解決できることは、被害者が抱えている多くの問題の一部に過ぎない。被害者のトータルな回復には、捜査官や支援員、法テラスや弁護士など、いろんな人のネットワークによるシームレスな総合的支援が必要で、カウンセリングもそのネットワークの一部。それぞれが自分の役割を知り、自分たちでは出来ないところを情報交換し、連携して、互いに役割分担しながら被害者の方の回復を図っていくことがきわめて重要である。



寄稿

北欧(ノルウェー・スウェーデン)における被害者支援制度調査旅行記

日本弁護士連合会 犯罪被害者支援委員会事務局次長, 第二東京弁護士会
● 黒井 新



1 はじめに

2014年9月15日から19日までの5日間、日弁連の犯罪被害者支援委員会の委員15名で、ノルウェー王国及びスウェーデン王国を訪問しました。

両国では、被害者支援の施策において先進的な取り組みがなされており、被害者支援施策を専門的に取り扱う省庁が置かれています。

日弁連の犯罪被害者支援委員会では、被害者支援の施策を専門的かつ一元的に取り扱う「犯罪被害者庁」の設立を目指して活動を始めており、その一環として、今回、両国における施策を調査することとなったものです。

2 ノルウェー王国

ノルウェーでまず訪れたのは暴力犯罪補償庁です。ノルウェーのほぼ北端にあるヴァルドーという街にあり、主として、暴力犯罪の被害者への補償金の支給と、加害者に対する求償請求を行います。

補償の対象となるのは、治療費や休業損害、慰謝料等で、支給された補償金を加害者に求償します。ノルウェーでは、いわゆる国民総背番号制を導入していることから、求償金の回収率も比較的高いとのことでした。

次に、首都オスロにある市民庁を訪れました。

この市民庁には、補償局、法律援助局等が設置され、補償局では、暴力犯罪補償庁でなされた補償金の裁定に対する不服申立てを受け付け判断する機能を果たしています。

また、ノルウェー弁護士会を訪れ、2011年7月22日に発生した連続テロ事件における被害者支援弁護士の活動等について話を聞きました。

ノルウェーでは、重大犯罪については、資力要件に関わりなく国選の被害者弁護人が捜査段階から選任されます。

3 スウェーデン王国

まず訪れたのは、ウメオという都市にある、犯罪被害者庁です。ここでは、犯罪被害者への補償、犯罪被害者基金の管理、補償金の求償等の活動が行われています。

続いてウメオ大学を訪れました。ここでは、犯罪被害者学を科目として設け、人身売買の研究等が行われています。

また、スウェーデンの弁護士と面会し、被害者弁護人としての活動内容について聞きました。スウェーデンにおいても、犯罪について捜査が開始されると、資力要件を問わず、被害者は裁判所の選任する被害者弁護人によって、法的な支援を受けることができます。

さらに、ストックホルム検察庁や子どもの家へも訪問しました。

子どもの家は、いわゆる司法面接等を行う施設です。オスロ市内から少し離れた閑静な地に建てられ、子ども達が落ち着いた雰囲気の中で話すことができるよう様々な工夫がなされていました。

最後に、重大なDV加害者等を収容するハル刑務所を訪れ、DV犯を対象とした処遇プログラムの内容を聞きました。

4 まとめ

我が国の施策と大きく異なることは、被害の回復が、国からの補償という形でなされること、捜査段階から公費による被害者弁護人制度が整っていることでした。

確かに、我が国とは、人口規模や社会福祉制度等大きく異なるところもありますが、両国の被害者支援制度の設計、実施は、極めてシンプルかつ合理的な思考から生まれてきたという印象が強く、我が国において実施できない理由にはならないと感じました。

センター紹介

公益社団法人 被害者サポートセンターおかやま

山崎悦子事務局長に、「地域の力で犯罪被害者の支援を！」をスローガンに活動している状況を紹介させていただきます。

当センターは、平成15年11月29日の発足以来、満11年を経過し、現在設立12年目に入っています。「犯罪被害者等早期援助団体」として5年目であり、また、公益社団法人となって3年目を迎えるので「地域の力で犯罪被害者の支援を！」をスローガンに次の諸点において、特色ある活動を進めたいと考えています。

具体的には、①専門家への橋渡し・裁判支援・生活支援・心の支援・自助グループの支援及び犯給金の申請補助などの活動の強化。今後の更なる支援件数増加に対応するため、支援体制を人員（現在30人）・活動内容の両面で強化し、一人でも多くの被害者とつながり、心に響く多面的な活動を展開する。また、自助グループ活動の一環として、希望するメンバーによる講演などの活動支援、平成21年度より始めた「いのちと魂のメッセージ展」の開催などを行う。

②被害者支援員養成講座を毎年開催し、ひとりでも多くの相談員・支援員を養成する。また、継続研修を毎月1回開催すると共に、その内容の充実に努める。さらに、全国ネットワーク主催の中央研修及び中四国ブロック研修に多くの支援員を参加させ、レベルアップを図る。

③協力弁護士（現在14人）の人員・業務内容の両面から拡大に努める。

④被害者の精神的被害に精通した精神科医（協力医2人）による診察・治療体制をより一層整備する。また、資力の乏しい被害者を支援するため、平成20年6月に立ち上げた当センター独自の「犯罪被害者支援基金」（1回5,000円、年上限30,000円）を活用する。

⑤性犯罪被害者に対しては、被害直後の性犯罪被害者を緊急支援するためのネットワークを構築するため、平成25年1月に県産婦人科医会との間で協定書を締結して「相談センターを中心とした連携型（岡山方式）」についてを推進し



ているが、新たに24時間体制を確立し、ひとりでも多くの被害者をサポートできるよう県産婦人科医会や県警察三者での協定締結を目指している。協定締結の時には、性被害者が安心して相談ができ病院での治療を受けることが可能になる。これにより性被害者にとって県内のどの地域においても安心して支援を受けることができる素晴らしい支援体制ができることになる。その充実と啓発に努める。また、資力の乏しい被害者を支援するため、平成25年2月に立ち上げた当センター独自の、「性犯罪被害者のための緊急支援金」を活用する。

⑥広報啓発活動としては、犯罪被害者支援の重要性や理解と協力を求めるためのフォーラム等を県下数か所で開催。機関誌の発行、リーフレット・ホームページの活用、ケーブルテレビ・FM放送への出演などを行う。警察、病院等において、待合室等の掲示板にポスターを貼らせて頂く。また、「性犯罪被害にあわれた方へーあなたは悪くないよー」のチラシの配付を依頼する。その他、ひとりで悩んでいる被害者にひとりでも多くつながるため、創意ある広報活動を行う。

⑦県内全市町村で制定されている犯罪被害者支援に関する条例の支援関係団体としての使命がはたせるように努める。また、行政と協力し、各自治体で制定された犯罪被害者支援に関する条例を、地域住民に浸透させる活動を行う。

⑧公益法人としての力量を身につけるため、財政基盤の充実に努める。とりわけ、賛助会員・支援自動販売機の設置・募金箱の設置の拡大、ホンデリング、赤い羽根共同募金の推進に努める。

全国のセンターの皆様、当センターの活動についてのご意見やアドバイス等いただけましたら幸いです。何卒よろしく願いいたします。



「被害者参加制度」と 「被害者参加人のための国選弁護制度」

「被害者参加制度」とは、一定の犯罪の被害者やご遺族等が、裁判所の決定により、刑事裁判に直接参加できる制度です。

参加の申出ができるのは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②強制わいせつ、強姦等の罪、③過失運転致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等の犯罪の被害者ご本人や法定代理人（未成年者の両親等）、被害者ご本人が亡くなった場合や心身に重大な故障がある場合の被害者の配偶者、直系親族、兄弟姉妹です。

参加の申出は起訴後であればいつでも検察官に行えます。申出を受けた検察官は、被害者等が刑事裁判に参加することに対する意見を付して裁判所に通知します。裁判所が刑事裁判への参加を許可した被害者等は「被害者参加人」と呼ばれます。

被害者参加人は、①公判期日に出席すること、②検察官の権限行使に関し、意見を述べ、説明を受けること、③証人に尋問すること（情状に限られます。）、④被告人に質問すること、⑤事実関係や法律の適用について意見を陳述すること、ができます。これらの行為を弁護士に委託することもできます。

経済的に余裕がない場合には、弁護士費用を国が負担する「被害者参加人のための国選弁護制度」があります。

被害者参加人の資力（現金、預金等流動資産

の合計額）から、当該犯罪行為を原因として、選定請求の日から6か月以内に支出することとなると認められる費用の額（治療費等）を差し引いた額が200万円未満の場合に、国選被害者参加弁護士の選定を請求できます。

選定請求は最寄の法テラスで受け付けます。法テラスでは、被害者参加人のご意見をお聴きした上で、被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知します。制度施行（平成20年12月）から平成26年3月までの選定請求件数は計1,431件、罪名別では強姦・強制わいせつが最も多く、全体の約4割を占めています。

その他、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、国が旅費等を支給する「被害者参加旅費等支給制度」もあります。資力等にかかわらず、全ての被害者参加人にご利用いただけます。法テラスでは、旅費等の算定及び送金事務を行っています。請求書用紙、記載例及び支給手続に関するお知らせは、裁判所から被害者参加許可決定と一緒に送付されますが、法テラスのホームページからもダウンロードできます。

これらの制度については、法テラスのホームページ<http://www.houterasu.or.jp/>でもご案内していますので、ご参照ください。

日本司法支援センター本部

第二事業部犯罪被害者支援課

課長 坂本 浩子

「もしものためにそなえる手帳」と「被害者の声しおり」の制作・配布

～ 犯罪被害者支援を社会に広めていくために～

全国各都道府県に48の「支援センター」がある、ということをご存知の国民が知っているのでしょうか？

私たちの活動は、極めて公益性が高く、多くの国民に、犯罪被害に遭う前からセンターの存在を知っていただくとともに、理想です。

そこで、「犯罪被害に遭うことや、被害に遭われた方のことを考えたこともなかった」、「支援センターを全く知らない」方々に、少しでも活動内容や支援センターの存在を知らせようとして、「もしものためにそなえる手帳」と「被害者の声しおり」を制作し、一般の方の手に届くように配布先を工夫しています。

「もしものためにそなえる手帳2015」の制作は、今年で3年目になります。

毎年、デザインとコラムの内容を刷新して作成していますが、基本ページ

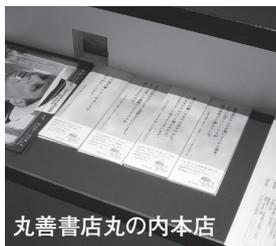
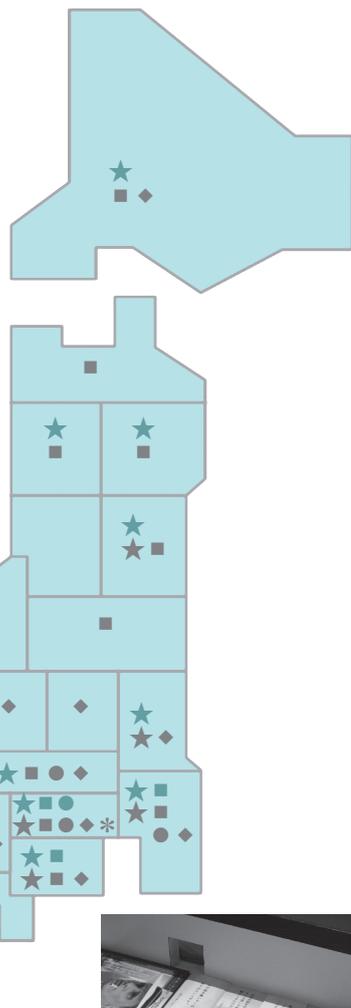
では、「もし犯罪被害に遭った場合、どこにどのような相談ができる

のか」という視点で、官民の垣根を越えて相談先をまとめていま

す。全国のロフト、有隣堂や都内の東急ハンズの店頭で配布

のご協力をいただいた他、各都道府県警察、地方公共

団体窓口でも活用いただきました。



丸善書店丸の内本店

また、今年で4年目となる「被害者の声しおり」は、「被害者の声」を社会に届けるというコンセプトで、被害者の手記集から選んだ「被害者の声」を掲載しています。丸善・ジュンク堂書店、旭屋書店、八重洲ブックセンター、くまざわ書店にご協力いただき、全国で約12万部を店頭配布していただいています。*これらは、(公)日工組社会安全財団の助成により制作しています。



渋谷ロフト

もしも手帳店頭配布実施店

- ★ ロフト (95 店舗)
- 有隣堂 (16 店舗)
- 東急ハンズ (都内 6 店舗)

被害者の声しおり店頭配布実施店

- ★ 丸善書店 (17 店舗)
- ジュンク堂書店 (60 店舗)
- 旭屋書店 (18 店舗)
- ◆ くまざわ書店 (70 店舗)
- * 八重洲ブックセンター (本店のみ)

(注) 同一都道府県内に数店舗ある場合は、上記地図上のマーク表示はひとつにまとめています。

編集後記

次回発行予定日
2015年7月

● 特集 ●
未 定

■あの阪神淡路大震災、地下鉄サリン事件から、ことして20年。決して過去の出来事ではありません。地下鉄サリン事件の被害者の約3割の方にPTSDの症状があり、8割近くの方が何らかの目の異常を訴えておられるという報道に、あらためて胸が痛みます。同時に、理不尽な犯罪でかけがえのない命を奪われた多くのご遺族の方々も、人知れず長年苦しんでおられるのではないかと察せられます。それだけに、どんなに深い心の傷でも「決して手遅れではなく、回復できる」との飛鳥井理事の説得力あるお話(特集)を支援の場に生かしていかなければ…と痛感しています。(T)